

## 生成 AI とメディアのエコシステム構築に向けた法的課題

成原 慧<sup>1</sup> (九州大学)

### 要 旨

2022 年以降、生成 AI が急速に発展・普及し、メディアを含む社会のさまざまな場面で各種のコンテンツの作成や情報の処理に用いられるようになってきている。生成 AI は、人々に有用なコンテンツを生成するという点で既存のメディアと競合する可能性がある一方で、メディアに取材・報道を効率化・高度化する手段を提供するなど、メディアを支える役割も果たすことが期待される。また、メディアも、自らの作成した記事等のデータを生成 AI 学習のために提供することで、生成 AI の開発を支えることができる。もっとも、その際には AI 学習のために使われるデータの作成者であるメディアへの利益の還元のあるり方など、法的課題も残されている。

そこで、本論文は、生成 AI およびメディアの持続的な発展を可能にするための両者のエコシステム構築に向けた法的課題を明らかにしたうえで、その解決の方向性を示したい。そのために、本稿では、まず生成 AI の発展とそのメディアとの関係を概観したうえで、メディアによる生成 AI 学習に有用なデータの提供のあり方と関連する法的課題を整理し、米国の AI 学習とフェアユースに関する裁判例や EU の AI 規制を参照することなどにより、法的課題の解決の方向性を検討する。

生成 AI およびメディアの持続的な発展を可能にする両者のエコシステムを構築するためには、AI 開発事業者がメディアなど AI 学習に伴い利用するデータの著作権者に利益の還元を行うことが望まれるが、AI 学習に用いられるデータの著作権者への対価の支払いを一律に義務付けたり、補償金制度を導入することは困難であり、両者間のライセンス契約やデータベース提供契約を通じて利益の還元が実現されることが期待される。AI 開発事業者とメディア間のライセンス契約等の締結を促すに当たっては、米国ではフェアユースの成否を画する判例が、我が国では著作権法 30 条の 4 ただし書等が一定のインセンティブを与える可能性があり、その解釈・運用のあり方が重要となる。一方、生成 AI とメディアの健全なエコシステムを構築するに当たっては、著作権法により AI 学習等のための著作物の利用の自由と著作権者の利益を調整するのみならず、独占禁止法に基づいて優越的地位を有する AI 開発事業者による AI 学習のための記事の利用を規律したり、AI 規制の一環として AI による誤情報の生成リスクを緩和するための施策を進めるなど、法分野横断的な取組が求められる。

**キーワード：著作権、AI、メディア、フェアユース、競争法**

### 1. はじめに

2022 年以降、生成 AI が急速に発展・普及し、メディアを含む社会のさまざまな場面に

<sup>1</sup> 九州大学法学研究院准教授。

において各種のコンテンツの作成や情報の処理に用いられるようになってきている。生成 AI は、人々に有用なコンテンツを生成するという点で既存のメディアと競合する可能性がある一方で、メディアに取材・報道を効率化・高度化する手段を提供するなど、メディアを支える役割も果たすことが期待される。また、メディアも、自らの作成した記事等のデータを生成 AI 学習のために提供することで、生成 AI の開発を支えることができる。もっとも、その際には AI 学習のために使われるデータの作成者であるメディアへの利益の還元のあり方など、法的課題も残されている。

そこで、本稿は、生成 AI およびメディアの持続的な発展を可能にするための両者のエコシステム構築に向けた法的課題を明らかにしたうえで、その解決の方向性を示したい。そのために、本稿では、まず生成 AI の発展とそのメディアとの関係を概観したうえで、メディアによる生成 AI 学習に有用なデータの提供のあり方と関連する法的課題を整理し、その解決の方向性を検討する。

## 2. 生成 AI の発展とメディアとの関係

### 2. 1. 生成 AI の発展

生成 AI とは、ユーザーの指示（プロンプト）に応じてさまざまなコンテンツ（テキスト、画像、動画、音声等）を生成する人工知能である。テキスト生成 AI、画像生成 AI、動画生成 AI、音声生成 AI、音楽生成 AI などが、その例に当たる。生成 AI は、大量のデータを学習した基盤モデル（大規模言語モデルなど）に基づいてテキストなどコンテンツのパターンを予測することにより適当なコンテンツを生成する<sup>2</sup>。

生成 AI の中でも、本稿のテーマとの関係で重要なのが、検索拡張生成（RAG）と呼ばれる技術である。RAG は、外部のデータベースから関連するデータを検索・取得した上で基盤モデルに組み込んで適切な回答を生成する仕組みである。RAG により、ニュースなど最新の情報に基づいて回答することが可能になり、より正確で、アップデートされた、根拠に基づく回答が可能になる<sup>3</sup>。

### 2. 2. 生成 AI によるメディアの機能の向上

生成 AI は、報道機関などメディアにもさまざまな影響を及ぼすようになってきている。第一に、メディアの報道・取材においても生成 AI など各種の AI が活用されるようになってきている。今日では、生成 AI は、取材のためのデータの分析、コーディング支援、記事の作成、記事の校正、記事や情報の翻訳、ソーシャルメディアの投稿の作成、チャットボットによる読者・視聴者からの問い合わせ対応などさまざまな場面で活用されている<sup>4</sup>。AI による公

---

<sup>2</sup> 生成 AI の技術的仕組みにつき、岡野原大輔『大規模言語モデルは新たな知能か』（岩波書店、2023年）参照。

<sup>3</sup> RAG の仕組みにつき、Gao, Yunfan, et al. "Retrieval-augmented generation for large language models: A survey," *arXiv preprint arXiv:2312.10997* (2023).

<sup>4</sup> Felix M. Simon, *Artificial Intelligence in the News: How AI Retools, Rationalizes, and Reshapes Journalism and the Public Arena* (2024), p.13; Nicholas Diakopoulos et al., *Generative AI in Journalism* (2024), p.12, 14.

文書の分析、AI による企業の財務データの分析、AI による衛星画像の分析などを通じて、AI を活用した調査報道のイノベーションも進行しつつある。2024 年には、画像認識 AI など活用した報道がピューリッツァー賞を受賞している<sup>5</sup>。

メディアの経営状況が厳しくなる中で、メディアは、生成 AI などデジタル技術を活用して、報道・取材を含め業務のデジタルトランスフォーメーションを進めていく必要がある<sup>6</sup>。もっとも、AI は誤った情報を出力したり偏った判断を行うことがあるため、生成 AI が幻覚を生成するリスクにも留意する必要がある。こうしたリスクを緩和するためには、人間の記者、デスク、校閲が、生成 AI の出力した情報の正確性や信頼性をチェックして、必要に応じて修正する必要がある。また、メディアには、AI の利用について読者への情報の開示やガイドラインの策定も求められるだろう<sup>7</sup>。

### 2. 3. 生成 AI によるメディアの機能の代替

生成 AI は、ニュースの要約などにも用いられるようになってきている。そうすると、人々が、検索サイトやポータルサイトや検索サイトを通じてニュースにアクセスする代わりに、生成 AI の回答で満足する可能性もある。日本新聞協会も、「検索連動型の生成 AI サービスによって行われるのは、「道案内」ではなく「種明かし」である」として、「多くのユーザーが生成された回答で満足し、参照元のウェブサイトを訪れない「ゼロクリックサーチ」が増え、報道機関に著しい不利益が生じる」ことへの懸念を示している<sup>8</sup>。また、生成 AI によるコタツ記事の量産も懸念される。生成 AI の生成するコンテンツは、品質の高いものも低いものも、メディアの発信するコンテンツの競合相手となりうる。

### 2. 4. メディアによる生成 AI のネガティブな効果に対する抑制

メディアは、生成 AI など AI により生じている負の影響に対処する役割を担うこともできる。今日では、生成 AI による「幻覚」(hallucination) の生成や AI を利用したディープフェイクの拡散が問題となっている。こうした中で、報道機関などメディアが提供する情報は、信頼に値する情報として価値を高める可能性もある。報道機関には AI の生成した画像などさまざまな情報の真偽や信頼性を検証する役割を果たすことも期待される<sup>9</sup>。

### 2. 5. メディアによる生成 AI の開発・学習のためのデータの提供

生成 AI が信頼に値する情報を生成するためには、生成 AI (基盤モデル) が新聞記事などメディアの提供する信頼に値するデータを活用することが重要となる。実際に、生成 AI

---

<sup>5</sup> The Pulitzer Prizes, 2024 Pulitzer Prizes, <https://www.pulitzer.org/prize-winners-by-year> (last visited March 31, 2025).

<sup>6</sup> 成原慧「【AI どう向き合う—報道】「幻覚」リスク回避を 持続的発展へ貢献目指せ」共同通信配信記事 (2024 年 4 月) 参照。

<sup>7</sup> Nicholas Diakopoulos et al., *Generative AI in Journalism* (2024), p.24, 27.

<sup>8</sup> 一般社団法人日本新聞協会「生成 AI における報道コンテンツの無断利用等に関する声明」(2024 年 7 月 17 日) 参照。

<sup>9</sup> 成原・前掲注(6)参照。

の基盤となる大規模言語モデルは、報道機関などメディアの記事を学習対象のデータに含んでいることが多い<sup>10</sup>。こうした中で、生成 AI 学習のためのデータを AI 開発事業者に積極的に提供するメディアも現れている。

## 2. 6. AI 開発事業者とメディアの提携

生成 AI の商品価値が、部分的にその学習するデータの品質に依存しているのであれば、AI 開発事業者は、その利益の一部をメディアなど学習元のデータの創作者に還元することが期待されるだろう。欧米では、OpenAI と AP 通信、アクセル・シュプリングー、ル・モンド、フィナンシャル・タイムズ、ニューズ・コーポレーション、ガーディアンの提携など、メディアが記事等のデータのデータベースや API を AI 開発事業者に提供し、AI 開発事業者が対価を支払う事例も増えている<sup>11</sup>。AI 開発事業者とメディアの提携の中には、メディアが AI 開発事業者に記事等のデータを提供し対価を得るのみならず、AI 開発事業者がメディアの報道・取材に資する AI サービスを提供するものもある。

日本でも、報道機関などメディアが AI 開発事業者に AI 学習に適した記事データベースを有償で提供するなど、両者の協調関係を模索していくことが期待される。このような取組により、メディアの経営基盤を強化するとともに、生成 AI の持続的で健全な発展にも貢献するエコシステムが構築されることが期待される<sup>12</sup>。2025 年 3 月に、共同通信社は、Google との間で、ニュースコンテンツ提供に関する契約を締結した。契約に基づいて、同年 4 月から、共同通信社は、Google に対し、同社の生成 AI サービス「Gemini」アプリの回答結果の利便性を高めるために、共同通信の最新ニュースを提供している<sup>13</sup>。

## 3. 生成 AI 学習のための信頼に値するデータの提供と対価の還元と関連する法的課題

### 3. 1. 柔軟な権利制限規定の導入

生成 AI 学習のためにメディアの作成した記事等のデータが用いられているのだとすれば、AI 開発事業者は記事等を作成したメディアから許諾を得たり、メディアに対し著作物の利用の対価を支払う必要はないのだろうか。

我が国では、2018 年の著作権法改正により柔軟な権利制限規定が導入された。著作権法 30 条の 4 は、著作権法が保護しようとしている著作権者の利益を通常害しない行為類型であることに鑑みて、情報解析など著作物に表現された思想または感情の享受を目的としな

---

<sup>10</sup> Kevin Schaul et al., “Inside the secret list of websites that make AI like ChatGPT sound smart,” *The Washington Post* (Apr. 19, 2023), [https://www.washingtonpost.com/technology/interactive/2023/ai-chatbot-learning/\(last visited March 31, 2024\)](https://www.washingtonpost.com/technology/interactive/2023/ai-chatbot-learning/(last%20visited%20March%2031,%202024).).

<sup>11</sup> See t.g., Open AI, “OpenAI and Guardian Media Group launch content partnership,” [https://openai.com/index/openai-and-guardian-media-group-launch-content-partnership/\(last visited March 31, 2024\)](https://openai.com/index/openai-and-guardian-media-group-launch-content-partnership/(last%20visited%20March%2031,%202024).).

<sup>12</sup> 成原・前掲注(6)参照。

<sup>13</sup> 一般社団法人共同通信社「米グーグル社とニュースコンテンツ提供の新契約」(2025 年 3 月 14 日)、[https://www.kyodonews.jp/information/post-132.html\(last visited March 31, 2024\)](https://www.kyodonews.jp/information/post-132.html(last%20visited%20March%2031,%202024).).

い場合の著作物の利用を広く認めている。また、著作権法 47 条の 5 は、著作権者に与える不利益が軽微な行為類型であることに鑑みて、情報処理およびその結果の提供に付随する著作物の軽微な利用を認めている<sup>14</sup>。

AI 学習は、情報解析に当たるため、著作物に表現された思想または感情の享受を目的としない場合には、著作権法 30 条の 4 が適用される。そのため、AI 開発事業者は、著作権者の許諾を得ることなしに、AI 学習のために著作物を自由に利用することができる。他方で、そのようにしてデータを学習し開発された AI が、利用される段階において既存の著作物と類似する表現を生成し、それが既存の著作物に依拠していた場合には、著作権侵害が成立する可能性はある<sup>15</sup>。

著作権法の研究者からは、「機械学習など情報解析を目的とするのであれば、著作権等のあるコンテンツを自由に利用できる」という「人工知能の研究開発にとっても極めて有用」な規定を導入したことにより、日本が「機械学習パラダイス」となっているという評価も示されている<sup>16</sup>。他方で、メディアやクリエイターの間には、柔軟な権利制限規定に基づいて、自らが労力とコストをかけて作り出したコンテンツが生成 AI 学習のために AI 開発事業者らによりただ乗りされているという不満も広がっている<sup>17</sup>。

### 3. 2. AI の開発の促進と創作者への還元の両立の方法

AI 学習に伴う「タダ乗り」に著作権者が不満を持っているとしても、仮に AI 学習に用いられるデータの著作権者から許諾を得る必要があるとすれば、取引コストは膨大なものとなり、AI の開発は困難になるだろう。それでは、いかにして AI の開発の促進と著作権者の利益の保護との両立を実現できるのだろうか。

その一つの方法として、補償金制度を導入するという選択肢も考えられる。これまで著作権法では私的録音録画補償金制度、図書館等公衆送信補償金、授業目的公衆送信補償金制度が導入されてきた（同法 104 条の 2～111 条）。もっとも、著作権法 30 条の 4 の趣旨を踏まえると、AI 開発に向けた情報解析の用に供するために著作物を利用することにより、著作権法で保護される著作権者等の利益が通常害されることはないため、補償金制度を導入することは理論的な説明が困難だと指摘されている<sup>18</sup>。また、補償金制度の導入には、調査・分配のためのコストと手間の大きさや、正確な利用実態の把握とそれに応じた公平な分配の困難さなど実務的な課題もある<sup>19</sup>。さらに、仮に補償金制度が導入されたとしても、

14 文化庁著作権課「デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定に関する基本的な考え方（著作権法第 30 条の 4、第 47 条の 4 及び第 47 条の 5 関係）」（令和元年 10 月 24 日）（以下「基本的な考え方」と略記）2 頁参照。

15 文化庁著作権課「文化審議会著作権分科会法制度小委員会「AI と著作権に関する考え方について」【概要】」（2024 年 4 月）参照。

16 上野達弘「情報解析と著作権——「機械学習パラダイス」としての日本」人工知能 36 巻 6 号（2021 年）745 頁参照。

17 一般社団法人日本新聞協会・前掲注(8)参照。

18 文化審議会著作権分科会法制度小委員会「AI と著作権に関する考え方について」（令和 6 年 3 月 15 日）（以下「考え方」と略記）41 頁参照。

19 私的録音録画補償金制度の問題点につき、中山信弘『著作権法 [第 4 版]』（有斐閣、

個々のメディアやクリエイターが得られる利益は限定的であろう。

そこで、期待されるのが、市場における当事者の契約を通じた利益の還元である<sup>20</sup>。典型的には、メディアとAI開発事業者の間でデータベース提供契約等を締結することを通じて、AI開発事業者がメディアに対しAI学習のために利用されるコンテンツの利用に対価を還元していくことが期待される。先述のとおり、欧米では、OpenAIと主要なメディア企業との提携が実現している。この背景には、AI開発事業者にとってAI学習のための著作物の利用に著作権侵害のリスクがあることが契約締結のインセンティブの一つになっているように思われる。我が国では、著作権法30条の4により、AI学習のための著作物の利用が広く認められているため、AI学習に伴う著作権侵害のリスクは低い。もっとも、次節でみるように、同条ただし書は、AI開発事業者と著作権者にデータベース提供契約を締結するインセンティブを与える可能性もある。

### 3. 3. 著作権法30条の4ただし書の解釈

著作権法30条の4ただし書は、「ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない」と定めることにより、AI学習等のための著作物の利用の自由と著作権者の利益の保護の調整を図っている。

文化審議会著作権分科会法制度小委員会が2024年3月に公表した「AIと著作権に関する考え方について」によれば、現行の著作権法の下では、アイデア等が類似するにとどまるものがAIにより大量に生成される場合には、基本的には本ただし書に該当せず、著作権侵害には当たらないと解されている<sup>21</sup>。ニュース記事に含まれるような事実が類似するにとどまるものがAIにより大量に生成される場合にも、基本的には著作権侵害には当たらないと考えられるだろう。もっとも、このような場合でも、メディアは契約や技術的手段による自主的な対応や、不法行為法による保護を求めることにより、労力とコストをかけて作り出した事実に関するデータを保護することのできる余地はあるだろう<sup>22</sup>。

また、「大量の情報を容易に情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物が販売されている場合に、当該データベースを情報解析目的で複製等する行為」は、本ただし書に該当するものと解されてきた<sup>23</sup>。例えば、新聞社が、自社の記事をデータベース化して販売している場合に、当該データベースを情報解析目的で複製等する行為は、本ただし書に該当するといえるだろう。さらに、「考え方」では、「インターネット上のウェブサイトで、ユーザーの閲覧に供するため記事等が提供されているのに加え、データベースの著作物から容易に情報解析に活用できる形で整理されたデータを取得できるAPIが有償で提供されている場合において、当該APIを有償で利用することなく、当該ウェブサイト閲覧用に掲載された記事等のデータから、当該データベースの著作物の創作的表現が認められる一

---

2023年) 387頁参照。

<sup>20</sup> 「考え方」41頁参照。

<sup>21</sup> 「考え方」23-24頁参照。

<sup>22</sup> 前田健「生成AIにおける学習用データとしての利用と著作権」有斐閣ONLINE (2024年) 参照。

<sup>23</sup> 「基本的な考え方」9頁参照。

定の情報のまとまりを情報解析目的で複製する行為は、本ただし書に該当し、同条による権利制限の対象とはならない場合があり得る」と指摘されている<sup>24</sup>。したがって、新聞社が、自社の記事をデータベース化して販売したり有償で API を提供している場合に、新聞社のウェブサイト上の記事等のデータを情報解析目的で複製等する行為も、同条ただし書に該当する可能性がある。このような本ただし書の解釈は、メディアに AI 学習に適したデータベースを構築し、AI 開発事業者等に有償で提供するインセンティブを与えることになるだろう。

「考え方」では、学習のための複製等を防止する技術的な措置が施されている場合等には、情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物が将来販売される予定があることが推認されることもあると解されている<sup>25</sup>。現行法の解釈論としては、技術的な措置が施されていることは、データベースの著作物が将来販売される予定があることを推認させる要素の一つに過ぎず、その事実から直ちに販売予定が推認されるものではなく、また、本ただし書該当性が肯定されるものでもないだろう<sup>26</sup>。もっとも、立法論としては、技術的な措置が施されている場合には、技術的な措置を回避して複製等する行為は、著作権法 30 条の 4 による権利制限の適用を除外するというルールを導入することにより、AI 開発事業者および著作権者にとっての予測可能性を高め、AI 開発の促進と利用者の利益の保護の両立を図ることも検討に値するだろう。

### 3. 4. 検索拡張生成をめぐる著作権法上の問題

「考え方」は、RAG について、「これを実装しようとする場合、開発・学習段階において、生成 AI 自体の開発に伴う学習のための著作物の複製等のほかに、既存のデータベースやインターネット上に掲載されたデータに含まれる著作物の内容をベクトルに変換したデータベースを作成する等の行為に伴う著作物の複製等が生じ得る」と指摘したうえで、「既存のデータベースやインターネット上に掲載されたデータに著作物が含まれる場合であって、著作物の内容をベクトルに変換したデータベースの作成等に伴う著作物の複製等が、生成に際して、当該複製等に用いられた著作物の創作的表現の全部又は一部を出力することを目的としたものである場合には、当該複製等は、非享受目的の利用行為とはいえ、法第 30 条の 4 は適用されないと考えられる」との見解を示している<sup>27</sup>。一方、「考え方」は、同条が適用されない場合でも、RAG 等による回答の生成に際して既存の著作物を利用することについては、著作権法 47 条の 5 第 1 項第 1 号又は第 2 号の適用があることが考えられるとしつつ、「軽微利用」の程度を超えて既存の著作物を利用する場合には、著作権法 47 条の 5 第 1 項は適用されず、原則として著作権者の許諾を得て利用する必要があると指摘している<sup>28</sup>。なお、日本新聞協会は、声明で、検索連動型の生成 AI サービスは、「参照元の複数

<sup>24</sup> 「考え方」24-25 頁参照。

<sup>25</sup> 「考え方」26-27 頁参照。

<sup>26</sup> 澤田将史『『AI と著作権に関する考え方について』開発・学習段階のポイント』ジュリスト 1599 号（2024 年）66 頁参照。

<sup>27</sup> 「考え方」21-22 頁参照。

<sup>28</sup> 「考え方」22 頁参照。

の記事の"本質的な特徴"を含んだ「軽微な利用」とは到底言えない長文の回答を生成、提供するケースが多数みられます」と指摘している<sup>29</sup>。

RAGによる回答の生成に伴う記事の利用が、著作権法47条の5のいう「軽微利用」に当たるかは、個別の利用ごとに、著作物のうち利用に供される部分の占める割合、利用に供される部分の量、利用の態様などに照らして具体的に判断する必要があるだろう。また、同条が適用されるためには、記事の利用がRAGによる回答の生成に「付随した」ものであることも求められる。付随性が認められるためには、少なくとも情報解析の結果の提供が主、それに伴う著作物の利用は従という関係が必要であると解されている。生成AIにより出力される文章の全体は学習用データとされた文章と類似しているわけではないが、その中に引用的に著作物の一部が複製されるといった場合は、付随性が認められるが、そのような場面は限られているだろう<sup>30</sup>。

RAGを利用した生成AIサービスについては、2025年8月、読売新聞東京本社、大阪本社、西部本社が、Perplexity社が読売新聞オンラインの記事の情報を取得して複製し、記事に類似した内容の回答を利用者に送信することで、複製権と公衆送信権を侵害していると主張して、同社に対して、記事の複製の差止め、複製済みの記事の削除、損害賠償を求め提訴した<sup>31</sup>。また、同月には、朝日新聞社と日本経済新聞社も、Perplexity社により自社の記事が無断で複製・保存され、利用者への回答に表示されているとして、著作権侵害行為の差止めと損害賠償を求め東京地裁に提訴している。さらに、両社は、Perplexity社は、回答の引用元に両社の社名や記事を表示しながら、記事の内容と異なる虚偽の事実を多数表示することにより、情報の正確さが求められる新聞社の信用を著しく毀損しており、同社の行為は不正競争行為（不正競争防止法2条1項21号）に当たると主張して、両社の社名や記事を表示して虚偽の回答を送信することの差止めも求めており<sup>32</sup>、偽情報・誤情報対策とAI開発事業者の責任という観点からも注目される。

### 3. 5. 独占禁止法上の問題

AI学習のための著作物の利用については、独占禁止法上の問題も考えられる。日本新聞協会は、「許諾を得ないまま生成AI事業者が報道コンテンツを利用することは、独禁法に抵触する可能性もある」との意見を述べている。そして、「検索サービスの市場がほぼ独占状態にある場合、ニュースサイト側にとって検索結果の表示順位が下がることを覚悟してスニペットを短くしたり、いわゆるペイウォールの先にある有料域の記事情報を検索エンジンに見せないようにしたりすることは現実的ではありません。実情を無視して検索連動型の生成AIサービスにおける報道記事の無断利用が強行され、市場の公正性を阻害するこ

<sup>29</sup> 一般社団法人日本新聞協会・前掲注(8)参照。

<sup>30</sup> 前田・前掲注(22)参照。

<sup>31</sup> 読売新聞オンライン「読売新聞社、「記事無断利用」生成AI企業を提訴...日本の大手報道機関で初」（2025年8月7日）、<https://www.yomiuri.co.jp/national/20250807-OYT1T50151/>

<sup>32</sup> 朝日新聞社「生成AI事業者を著作権侵害で共同提訴」（2025年8月26日）、<https://www.asahi.com/corporate/info/15986577>

とを当協会は懸念します」と述べている<sup>33</sup>。

ニュース記事の利用のあり方と独占禁止法の関係については、ニュースプラットフォーム事業者によるニュース記事の利用を題材に検討が行われてきた。公正取引委員会の公表した「ニュースコンテンツ配信分野に関する実態調査報告書」は、プラットフォームによるニュース記事の利用について、「ニュースコンテンツが国民に適切に提供されることは、民主主義の発展において必要不可欠であり、また、消費者に情報を届けるという観点で、消費者における自主的かつ合理的な商品等の選択を通じた公正な競争環境の確保に資するものとしても重要である」と述べたうえで、「ニュースプラットフォーム事業者と取材や編集をしてニュースコンテンツを提供するニュースメディア事業者との取引や、ニュースプラットフォームにおけるニュースコンテンツの利用の状況によっては、消費者が質の高いニュースコンテンツを享受することが困難になるおそれがあるなど、国民生活において重要な役割を担うニュースコンテンツの提供に影響を及ぼすとの懸念が指摘されている」としている<sup>34</sup>。そして、「インターネット検索結果におけるニュースコンテンツの利用であっても、権利制限に当たらず、原則どおり著作権者による権利行使が可能となることがあり得」という認識を前提に、「そのような場合において、取引上の地位が相手方に優越しているインターネット検索事業者が、その地位を利用して、取引の相手方であるニュースメディア事業者に対し、一方的に著しく低い許諾料を設定し、又は、無償で取引することにより、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える場合は、独占禁止法上問題（優越的地位の濫用）となる」<sup>35</sup>との見解を示している。

AI 学習のための記事等のデータの利用についても、それが著作権法 30 条の 4 ただし書に該当するなどの理由により、著作権者による権利行使が可能となる場合において、取引上の地位が相手方に優越している AI 開発事業者が、その地位を利用して、取引の相手方であるニュースメディア事業者に対し、一方的に著しく低い許諾料を設定したり、無償で取引することにより、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えるときは、独占禁止法の禁止する優越的地位の濫用に当たる可能性があるだろう。

## 4. 米国法との比較

### 4. 1. AI 学習と著作権、フェアユース

米国では、AI 学習のための記事等のデータの利用と著作権法や競争法との関係について活発に議論が行われ、関連する訴訟も多数提起されている。

New York Times など米国の主要メディアは、Microsoft や OpenAI らに対して著作権侵害訴訟を提起してきた<sup>36</sup>。一連の訴訟では、フェアユース（著作権法 107 条）の成否が主要な争点になってきた<sup>37</sup>。米国著作権法 107 条および判例では、①利用の目的および性格、

<sup>33</sup> 一般社団法人日本新聞協会・前掲注(8)参照。

<sup>34</sup> 公正取引委員会「ニュースコンテンツ配信分野に関する実態調査報告書」(2023年9月)1頁参照。

<sup>35</sup> 公正取引委員会・前掲注(34)139頁参照。

<sup>36</sup> The New York Times Co. v. Microsoft Corp., No. 1:23-cv-11195 (S.D.N.Y. Dec. 27, 2023).

<sup>37</sup> 関連する米国の訴訟の動向につき、フェアユースに関する争点を中心に概観したものと

②著作物の性質、③著作物全体との関連における利用された部分の量および実質、④著作物の潜在的な市場または価値に及ぼす影響を総合的に考慮してフェアユースに当たる場合には、著作権者の許諾なしに著作物を利用できるとされてきた。近年の判例では、特に①および④が考慮要素として重視されるようになってきている<sup>38</sup>。もっとも、フェアユースについては、抗弁が認められるか予測しがたいという問題もぬぐえない。この点で、我が国の著作権法30条の4は、情報解析など著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合の著作物の利用について明確に著作権の権利制限を認めており、法的な予測可能性が高いという長所があるといえるだろう。

他方で、前述のように、米国では、AI学習による著作権侵害について多数の訴訟が提起されていることから、裁判所の判断を通じた紛争解決や規範の明確化を期待できる面もある。また、AI学習に伴う著作権侵害リスクやそれに伴う訴訟リスクがAI開発事業者とメディアの間の契約締結のインセンティブを与えているように思われる。

#### 4. 2. AI学習と著作権関係の裁判例の検討

2025年2月、一連の訴訟において初めて、デラウェア地区連邦地裁は、サマリージャッジメントにおいて、AI学習のための著作物の利用がフェアユースに当たるか判断を示した。トムソン・ロイター社は、法情報データベースのウェストローを提供しており、ウェストローには、判例や法令が収録されるとともに、同社の作成した判例や法令の要約などヘッドノートにも番号を付されて掲載されている。一方、Ross社は、AIを活用した法情報の検索エンジンを開発・提供しているが、検索AI学習のために、別の会社に依頼して判例に関する質問と回答を作成させた。そこで、トムソン・ロイター社は、作成された質問はウェストローの要約に類似しており、Ross社の行為は著作権侵害に当たるとして、提訴した事案である。連邦地裁は、トムソン・ロイター社の行為による著作権侵害を認める一方で、Ross社の主張していたフェアユースの抗弁を認めなかった。フェアユースが認められるか判断される際の考慮要素のうち、①については、同社による著作物の利用は、商業的なものである一方で、トムソン・ロイター社による元の著作物の目的・性格と比べ変容的(transformative)なものではないと判断された。②については、創作性は高くないとされた。③については、Ross社は、ウェストローのヘッドノートを利用者に直接提供しておらず、著作物の利用の程度は限られているとされた。④については、法情報プラットフォームという現にある市場のみならず、AI学習のためのデータの市場という潜在的な市場も考慮して、Ross社によるAI学習のための著作物の利用は、トムソン・ロイター社によるAI学習のための著作物の利用と競合すると判断した。以上の事情を総合的に考慮した結果、Ross社によるAI学習のための著作物の利用はフェアユースに当たらないと判断された<sup>39</sup>。

同判決は、AI学習のための著作物の利用がフェアユースに当たることを否定した初の裁

---

して、奥邨弘司「アメリカにおけるフェア・ユース該当性」上野達弘＝奥邨弘司『AIと著作権』（勁草書房、2024年）参照。

<sup>38</sup> Barton Beebe, “An Empirical Study of U.S. Copyright Fair Use Opinions,” *NYU Journal of Intellectual Property & Entertainment Law*, Vol.10 (2020), p.1.

<sup>39</sup> Thomson Reuters enter. Ctr. GMBH v. Ross Intel. Inc, No. 1:20-cv-613-SB (D. Del. Feb. 11, 2025).

判例として、注目に値する。もっとも、本判決から生成 AI 開発のための AI 学習に伴う著作物の複製等がフェアユースに当たらないという示唆を引き出すことには慎重な姿勢が求められるだろう。まず、本件でも問題となったのは、検索 AI であり、生成 AI ではなかったことから、本判決の判旨が生成 AI のための学習に及ぶかは明らかではない。また、本件では、原告と被告が両方とも法情報の調査サービスを提供しており、潜在的な市場の競合可能性が大きかったという事情も考慮されているように思われる。なお、著作権者の著作物の利用市場と衝突するか、将来における著作物の潜在的販路を阻害するかといった観点は、我が国の著作権法 30 条の 4 ただし書の解釈に当たっても重視されるようになってきていることに鑑みると<sup>40</sup>、潜在的な市場の競合可能性を考慮してフェアユースの当否を判断する米国の裁判例は、我が国の権利制限規定の解釈論にも参考になる面があるだろう。

その後、2025 年 6 月にカリフォルニア北部地区連邦地裁が、AI 学習とフェアユースの関係について相次いで 2 件の重要な判決を下している。Anthropic 判決と Meta 判決である。

前者は、書籍の著者らが、Anthropic 社が AI 学習のために著者らが著作権を有する書籍を無断で複製し利用しているとして損害賠償などを求めた事案である。Anthropic 社は、海賊版サイトからデジタル化された書籍のデータを大量にダウンロードするとともに、自ら購入した書籍をスキャンしてデジタルデータ化し、それらを集積したライブラリのデータを用いて Claude の基盤にあるさまざまな大規模言語モデルの訓練に用いていた。連邦地裁は、フェアユースの考慮要素のうち、①については、新たなテキストの生成を目的として LLM に訓練させるために著作物を複製・利用することは、典型的には変容的な利用に当たるとされた。また、ライブラリを構築するために紙の書籍をスキャンしてデジタルデータに複製することも、変容的な利用に当たると認めた。一方、海賊版サイトから入手した書籍の複製については、変容的な利用に当たると認めなかった。②については、同社により利用された著作物は、いずれも公表されているものの、フィクションであるかノンフィクションであるかにかかわらず、表現的な要素を含んでいるとして、この点はフェアユースの成立に消極的に考慮されるとした。③については、同社が LLM の訓練のために大量の書籍を利用することは合理的に必要であるとされた。また、同社が購入した紙の書籍をスキャンしてデジタルデータに複製することも、もともと同社が利用する権限を有していた書籍について、より保存しやすくして検索可能にするように複製したに過ぎず、過度なものではないとした。一方、海賊版サイトからの書籍の複製については、もともと同社が利用する権限を有しておらず、目的に照らして過度なものであるとした。④については、特定の LLM の訓練のために用いられる著作物の複製は、著作権者の著作物の複製への需要を置き換えることはないし、AI 学習のための著作物のライセンスの市場が発展しつつあるとしても、そのようなライセンス市場において利益を独占する権利を著作権法は著作権者に与えないと述べている。また、ライブラリを構築するための紙の書籍からデジタルデータへの変換も、著作権法により保護された著作権者の正当な利益を害するものではないとされた。一方、ライブラリを構築するための海賊版の書籍の利用については、著書らの書籍への需要を置き換えると判断された。結論として、同社による AI の訓練のための著作物の利用とそのための紙の書籍から

---

40 「考え方」 23 頁参照。

デジタルデータへの変換について、フェアユースの成立を認めた一方で、同社が Claude の学習のために海賊版の書籍を用いたことについてはフェアユースの成立を認めなかった<sup>41</sup>。

本件では LLM の訓練のためのデータの入力に伴う複製がフェアユースに当たるかが争点の一つになっていた。そして、同判決では、原告らの著作物が AI の出力に表示されないという前提の下に、AI 学習のための入力に伴う複製にフェアユースが認められた。なお、本件では、生成 AI の出力に学習対象の著作物が含まれないようにする措置が施されていたため、享受目的が併存していないと評価可能であり、日本法でも著作権法 30 条の 4 が適用され、権利制限が認められる可能性があるということができよう<sup>42</sup>。

2 件目の Meta 判決は、書籍の著者らが自らの書籍がオンラインのシャドウライブラリからダウンロードされ、Meta 社の生成 AI の訓練に用いられたとして同社を提訴した事案である。連邦地裁は、フェアユースの考慮要素のうち、①については、同社による AI 学習のための著作物の利用が高度に変容的なものであることを認めた。④については、同社による AI 学習のための著作物の利用が、市場を希釈化 (dilution) するおそれに着目している。すなわち、同社が原告らが著作権を有する著作物を訓練に用いて生成 AI を開発することにより、生成 AI が原告らの著作物と競合する著作物を大量に生成できるようになり、原告らの著作物の市場に悪影響を及ぼすことが見込まれるというのである。しかし、連邦地裁は、原告が希釈化による市場への悪影響を証明する証拠を示していないとして、④についても、同社に有利な判断をし、結論として同社のフェアユースの抗弁を認めるサマリージャッジメントを下した<sup>43</sup>。

Meta 判決では、同社の行為にフェアユースの抗弁が認められたものの、あくまでも原告が市場への影響を証明する証拠を示せなかったことに起因しており、同判決はむしろ、一般論として、学習される著作物の市場での価値を希釈化する著作物を大量に生成することになる LLM の学習のための著作物の利用にフェアユースを認めることに消極的な姿勢を示している。米国著作権局が 2025 年 5 月に公表した生成 AI と著作権に関する報告書案も、生成 AI による著作物の市場の「希釈化」を主題化していた。すなわち、同報告書案は、生成 AI が学習対象の著作物に類似するコンテンツを出力しなかったとしても、学習対象の著作物と同種のコンテンツや、学習対象の著作物のスタイルを模倣したコンテンツを大量に生成することにより、学習対象の著作物と競合するコンテンツを市場に溢れさせ、著作物の市場を希釈化するおそれがあるという問題を提起していたのである<sup>44</sup>。我が国でも、このような場合には、利用される著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなるとして、著作権法 30 条の 4 ただし書が適用されるかが問題となるであろう<sup>45</sup>。

また、本稿の主題との関係では、Meta 判決が、特にニュース市場の希釈化に言及してい

<sup>41</sup> Bartz v. Anthropic PBC, Case No. C 24-05417 WHA (N.D. Cal. June 23, 2025).

<sup>42</sup> 奥邨弘司「生成 AI の機械学習とフェア・ユース——米国アンソロピック事件地裁判決」コピライト 774 号 (2025 年) 50 頁参照。

<sup>43</sup> Kadrey v. Meta Platforms Inc., Case No. 23-cv-03417-VC (N.D. Cal. June 25, 2025).

<sup>44</sup> United States Copyright Office, *Copyright and Artificial Intelligence Part 3 – Generative AI Training* (pre-publication version)(May, 2025), pp.64-66.

<sup>45</sup> 「考え方」23 頁に記された少数意見も参照。

る点も注目に値する。同判決は、「最新の出来事についての正確な情報を生成することのできる LLM は、紙媒体のニュース市場を大いに害することが見込まれるかもしれない」と述べ、著作物の中でもニュース記事を学習した LLM による市場の希釈化のおそれが大きい可能性を指摘している<sup>46</sup>。そして、同判決は、「(ニュース記事のような) 一定の種類 of 著作物のための市場は、AI 生成物による間接的な競争により脆弱かもしれないようにみえる」<sup>47</sup>と述べ、ニュース市場を希釈化することになる LLM の学習のためのニュース記事の利用にフェアユースを認めることに慎重な姿勢を示している。

Anthropic 判決でも Meta 判決でも、フェアユースの第四要素について判断する際に、AI 学習用のデータのためのライセンス市場への影響を勘案することに否定的な姿勢が示されている。その理由は、おそらく、理論上想定されるライセンス市場が潜在的な市場に当たるということになれば、著作権者は常に潜在的な市場の喪失という被害を被ると判断されることになり、それゆえ、フェアユースも否定され、結果としてライセンス市場が成立するという循環論法に陥るからというものであろう<sup>48</sup>。しかし、AI 開発者が AI 学習のために必要な著作物のライセンス市場を利用することができるかどうか、現にいかなる種類の著作物についてライセンス市場が形成されているかは、客観的に判定可能な事実問題であり、循環論法に陥ることなしに、市場への影響を評価し、フェアユースの成否を判断するに当たっての一要素として考慮することは可能であるように思われる<sup>49</sup>。

#### 4. 3. AI 学習のための著作物の利用と競争法

競争法との関係でも AI 学習のための著作物の利用のあり方が問題とされるようになってきている。RAG を用いた AI サービスにより利用者がメディアのサイトや記事にアクセスする機会が奪われてしまうおそれへの懸念を背景に、2024 年 5 月、ニュースメディア連合は、Google の検索サービスの AI による概要 (AI Overviews) 機能による記事等のデータの利用について競争法違反の可能性があると調査を行うよう FTC および司法省に要請した。2024 年 10 月には、Dow Jones (Wall Street Journal を発行) と New York Post が、RAG のための記事等のデータの収集・利用の差止めなどを求めて生成 AI 事業者の Perplexity を提訴した<sup>50</sup>。また、2024 年 8 月には、連邦政府と多数の州政府による Google に対する反トラスト訴訟において、コロンビア地区連邦地裁は、Google が反トラスト法に違反しているとの判決を下していた。これを受けて、司法省らは、Google の独占を解消するための是正手段 (remedy) の一環として、Google にメディアなどウェブ上の情報発信者に対し Google のプロダクトの開発のために情報発信者のコンテンツを利用されないようにオプトアウトするための柔軟性を高めるよう求めていた。すなわち、司法省らは、Google は情報発信者に対してプロダクトごとにオプトアウト権を付与することを求めていた。しかし、2025 年

<sup>46</sup> Kadrey v. Meta Platforms Inc., slip. op. at 29.

<sup>47</sup> *Id.* at 39.

<sup>48</sup> *Id.* at 28.

<sup>49</sup> See also, United States Copyright Office, *supra* note 44), at 71; Am. Geophysical Union v. Texaco Inc., 60 F.3d 913, 930-931 (2<sup>nd</sup> Cir. 1994).

<sup>50</sup> Dow Jones & Company, Inc., and NYP Holdings, Inc. v. Perplexity AI, Inc., No. 1:24-cv-07984 (S.D.N.Y. Oct. 21, 2024).

9月の決定において同裁判所は、最終的にこの点については司法省らの提案する是正手段を採用しなかった<sup>51</sup>。

## 5. AI規制や誤情報対策との関係—EUのAI法を参考に

AI学習のための著作物の利用のあり方は、AI規制と関係する論点も多い<sup>52</sup>。例えば、AI学習の際の著作権者への適正な還元のためには、学習データの記録・開示が重要となる。この点で、EUのAI法が、汎用目的AIモデルの訓練に用いられるコンテンツの要約の作成・公表義務（AI法53条1項(d)）を課しているのが参考になるだろう。

また、メディアがAIを利用するにあたっては、AI生成コンテンツの表示のあり方も問題となる。AI法では、合成された音声・画像・動画・テキストを生成するAIシステムの出力が人工的に生成または操作されたものであることを検出可能にする義務（AI法50条2項）が課せられている。

誤情報の生成リスクの軽減のあり方も問題となる。AI法では、システムリスクを有する汎用目的AIシステムのリスク評価・軽減義務（AI法55条1項、前文110など）が課せられていることが参考になるだろう。

2025年7月には、これらの義務を遵守するための指針として実務規範(Code of Practice)も策定されており、主要なAI開発事業者の多くが署名している。実務規範では、透明性に関して、訓練データなどモデルに関する情報を文書化することなどを求めている。また、著作権の保護に関しては、robots.txtなどロボット排除プロトコルに従って記述された指示に従うウェブ・クローラーを採用することや、汎用目的AIモデルが出力の際に著作権により保護された学習コンテンツを生成しないよう防止する適切かつ比例的な技術的手段を実装することなどを求めている。さらに、安全性に関しては、誤情報を生成するおそれなど汎用目的AIモデルの傾向性などに起因するシステムリスクの評価・緩和を行うことなどが求められている<sup>53</sup>。

RAGの回答に伴う誤情報の生成リスクに関連して、日本新聞協会は、「誤情報を生む完成度の低いサービスは提供すべきではない」との見解を示している<sup>54</sup>。しかし、著作権法が、著作物の価値や質の高低を判断できないという前提で情報の量的な豊富化を目指して制度設計されているのだとすれば<sup>55</sup>、著作権法の権利制限規定の解釈の際にこうしたAIに

---

<sup>51</sup> United States of America et al. v. Google, No. 20-cv-3010 (APM); Case No. 20-cv-3715 (APM)(Sep. 2, 2025).

<sup>52</sup> Regulation (EU) 2024/1689 of the European Parliament and of the Council of 13 June 2024 laying down harmonised rules on artificial intelligence and amending Regulations (EC) No 300/2008, (EU) No 167/2013, (EU) No 168/2013, (EU) 2018/858, (EU) 2018/1139 and (EU) 2019/2144 and Directives 2014/90/EU, (EU) 2016/797 and (EU) 2020/1828 (Artificial Intelligence Act).

<sup>53</sup> Alexander Peukert & Céline Castets-Renard, *Code of Practice for General-Purpose AI Models Copyright Chapter* (2025); Nuria Oliver & Rishi Bommasani, *Code of Practice for General-Purpose AI Models Transparency Chapter* (2025); Matthias Samwald et al., *Code of Practice for General-Purpose AI Models Safety and Security Chapter* (2025).

<sup>54</sup> 一般社団法人日本新聞協会・前掲注(8)参照。

<sup>55</sup> 中山・前掲注(55)75頁参照。

より生成される情報の質を問題にすることは難しいように思われる。

誤情報の生成のリスクの抑制が必要なのであれば、立法により新たな規制を導入することも検討に値するだろう。その際には、表現の自由との調整も必要となる。2025年9月に施行された人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律では、事業者には国等が実施する施策に協力する責務は課されている（同法7条）ものの、誤情報の生成リスクの抑制等について具体的な義務は課されていない。同法の下で、AIによる誤情報の生成のリスクに対処するにあたっては、国が表現の自由に配慮しつつ、AI事業者ガイドラインなどを通じて方針を定め、AI開発事業者等に必要な協力を求めていくことが考えられるだろう<sup>56</sup>。

## 6. おわりに

本稿で明らかにしたように、生成 AI およびメディアの持続的な発展を可能にする両者のエコシステムを構築するためには、AI開発事業者がメディアなど AI 学習に伴い利用するデータの著作権者に利益の還元を行うことが望まれるが、AI 学習に用いられるデータの著作権者への対価の支払いを一律に義務付けたり、補償金制度を導入することは困難であり、両者間のライセンス契約やデータベース提供契約を通じて利益の還元が実現されることが期待される。AI 開発事業者とメディア間のライセンス契約等の締結を促すに当たっては、米国ではフェアユースの成否を画する（特にその第四要素である著作物の潜在的な市場または価値に及ぼす影響に関する）裁判例が、我が国では著作権法30条の4ただし書等が一定のインセンティブを与える可能性があり、その解釈・運用のあり方が重要となる。一方、生成 AI とメディアの健全なエコシステムを構築するに当たっては、著作権法により AI 学習等のための著作物の利用の自由と著作権者の利益を調整するのみならず、独占禁止法に基づいて優越的地位を有する AI 開発事業者による AI 学習のための記事の利用を規律したり、AI 規制の一環として AI による誤情報の生成リスクを緩和するための施策を進めるなど、法分野横断的な取組が求められる。

---

<sup>56</sup> 総務省＝経済産業省『AI事業者ガイドライン（第1.1版）』（令和7年3月28日）13頁では、各主体が連携して、バリューチェーン全体で取り組むべき共通の指針(1)人間中心の一項目として、「生成 AI によって、内容が真実・公平であるかのように装った情報を誰でも作ることができるようになり、AI が生成した偽情報・誤情報・偏向情報が社会を不安定化・混乱させるリスクが高まっていることを認識した上で、必要な対策を講じる」ことが求められている。